

日頃から県政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

青少年課では、神奈川県青少年保護育成条例（以下「条例」という。）を所管しています。

お問合せの件につきましては、次のとおりお答えいたします。

条例第 24 条第 1 項では、青少年（満 18 歳未満の者をいう。）の深夜外出に伴う望ましくない誘惑や危害から青少年を守る趣旨から、「保護者は、特別の事情がある場合のほかは、深夜（午後 11 時から午前 4 時までの間をいう。）に青少年を外出させてはならない。」と規定しています。

「特別の事情がある場合」とは、夜学、夜勤、新聞配達、塾等で外出する必要がある場合のほか、火災、盗難、急病等の緊急事態を急報する場合又は青少年の健全育成活動の一環として指導者のもとに行われるスポーツ等の合宿や、ナイトウォークラリー等に参加する場合は該当し、慣習として深夜に行われている祭礼、盆踊り、年越しの初詣など、行事そのものが深夜の時間帯に通常行われるものであり、かつ、その行事への参加が地域社会の一員として青少年の自覚を促すなどその健全育成に資するもの場合は、「特別な事情がある場合」に該当します。

また、これらの行事を理由として、実質的に行事と異なる遊興や飲食が深夜に及ぶに過ぎない場合は、「特別な事情がある場合」には該当しないこととしています。

お問合せのボーイスカウトに所属する青少年が大晦日のかがり火奉仕の活動を行うことについてですが、活動の内容が青少年の健全育成の一環としての活動であると認められるので、指導者のもとに行われ、保護者の承諾を得ているのであれば、「特別な事情がある場合」に該当し、条例の制限を受けないものと考えます。

しかしながら、深夜の外出は、青少年が望ましくない誘惑や危害に巻き込まれるおそれがあり、青少年単独で帰宅させることなく、保護者による送迎を行うなどの安全面への配慮が必要であると考えます。

所轄の警察署に相談に行かれるのであれば、青少年の安全面の配慮について検討したうえ、相談されるのが良いと考えます。

参考までに、今回回答いたしました事柄につきまして、さらに詳しいお問合せがある場合には、福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課地域環境グループ 湯川（電話 045-210-3848）が担当しておりますことを申し添えます。

令和元年 5 月 22 日

ボーイスカウト神奈川連盟県コミッショナー  
清水 裕 様

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部  
青少年課長 村岡 忠博